

日野市

こども誰でも通園制度に関するQ&A【第2版】

令和8年1月15日

No.	質問	回答
1	実施は義務ではないと思われるが、市区町村としてはどの程度推奨しているものか。実施が必須となる要件はあるか。 令和7年度に「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を行っていることで、令和8年度のこども誰でも通園制度の実施が必須となる可能性はあるか。	実施は義務ではないため、実施が必須となる要件はありません。 令和8年度からの実施に向けて、利用量の見込みの算出に基づき、「ひのっ子若者みらいプラン(第3期日野市子ども・子育て支援事業計画)」に必要整備量を定めました。必要整備量を確保し、制度を必要とする子どもが広く利用できるよう、本制度への参加のご検討をお願いいたします。 今後ご案内します令和7年度多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金を活用し、施設整備や備品等を購入した場合、かつ令和8年度以降にこども誰でも通園制度を実施しない場合、財産処分が必要となり、補助金の一部を返還いただく可能性がございます。
2	実施する場合、毎日開室しなければいけないか。月・水・金の10:00から15:00など曜日と時間を限定することは可能か。	毎日実施する必要はありません。職員体制が整う曜日や時間と実施日等を限定することは可能です。
3	在園児の保育室として利用していない予備室を、こども誰でも通園制度で実施する部屋として申請しても差し支えないか。 また、「こども誰でも通園制度」を開室していない日は、その部屋を「多様な他者との関わりの機会の創出事業」で利用しても差し支えないか。	設備基準を満たしている場合は、在園児の保育室として利用していない予備室を、本制度を実施する保育室等として利用することができます。 令和8年度以降、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」は「こども誰でも通園制度」の利用時間を超えた部分の上乗せ事業として実施することになる見込みのため、こども誰でも通園制度を実施してない日に多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施することはできません。
4	「こども誰でも通園制度」を実施する場合、必ず0歳～2歳児のそれぞれに定員を設けなくてはいけないか。	0歳～2歳児それぞれに必ず定員を設ける必要はありません。
5	「こども誰でも通園制度」に関わる事業費は、その他の事業費と分けることとなっている。実施する場合の収支の見通しが必要なので「こども誰でも通園制度」を実施した場合に受けられる具体的な助成金の額を教えてほしい。	令和8年度以降については、乳児等のための支援給付として、全国一律の給付制度となります。本制度の公定価格(案)については、情報提供メール(10)でお送りした「【国資料】公定価格について」をご覧ください。 東京都の補助事業「多様な他者との関わりの機会の創出事業」については、詳細が判明次第お示します。
6	月に10時間のチケット制ということですが、「慣らし保育」もチケットが必要になるかと思います。そこには利用者としてはあまり使いたくないのでは?とも思いますし、どのくらい必要になるかは個人差も大きいのでは?と思うのですが…。園としては、個人差はあるにしても子どもに負担がかからないように慣らし保育をしていきたいと考えています。	慣らし保育として利用した場合も、月の利用可能時間が消費されます。 通園初期に子どもが新しい環境に慣れるため、短時間から利用を開始して段階的に1回の利用時間を延ばしたり、親子通園を取り入れたりする等、保護者の意向も踏まえ、ご検討をお願いします。
7	余裕活用型は、年度途中で定員となって受け入れができなくなった場合はトラブルにならないでしょうか。	余裕活用型は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の利用定員の空き枠を活用した実施方法です。年度途中で利用定員の空きが埋まった場合は、本制度の利用者は受け入れできません。初回面談時や重要事項説明書等で予め利用者へ周知をしていただく等、ご対応をお願いいたします。
8	定員が空いている場合は、必ずこの制度を導入しないといけないのか。	本制度の実施は義務ではないため、実施が必須となる要件はありません。 利用定員に空きがある場合でも、必ず本制度を実施する必要はありませんが、必要整備量を確保し、制度を必要とする子どもが広く利用できるよう、本制度の実施に向け、ご検討をお願いいたします。
9	この制度を利用する利用人数に対して、この制度専属の職員を配置しないといけない、という捉え方で大丈夫でしょうか。上記で配置する場合、利用する時間のみで職員を配置する場合、専属の職員がパート職員では難しいでしょうか。	一般型の場合は、専ら本制度に従事する職員を配置しなければなりません。 職員配置基準を満たす場合は、専ら本制度に従事する職員が非常勤職員でも問題ありません。
10	この制度を実施するにあたり、決まり事等を作成し、市の方へ提出が必要となりますか。	認可・確認の申請にあたり必要な提出書類については、「日野市乳児等通園支援事業に係る認可・確認申請の提出書類一覧」をご覧ください。 日野市ホームページ https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029013/1029982.html
11	第12号様式 誓約書(兼役員等名簿)に記入する役員等とは、誰を指すのか。理事と評議員だけの記載でよいのか。	児童福祉法第34条の15第4項ニにおいて、役員とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」とされています。役員等名簿には、役員の他、法人の組織としての意思決定や運営に携わる立場の方等、全ての方について、ご記入をお願いいたします。

12	外部搬入により食事の提供をすることは可能か。	外部搬入により食事の提供を行う場合の要件、及び乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者については、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(こども家庭庁成育局長通知)」第2の5をご覧ください。 日野市ホームページ https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029013/1029982.html
13	乳児等通園支援事業実施計画書(第10号様式、第11号様式)内、「2 職員配置等に関する調書 (1)事業所の責任者」は誰を指すのか。	令和8年4月1日時点の施設長予定者をご記入ください。
14	職員一覧表(第14号様式)の基準外職員には誰を書くのか。	基準職員(認可要件として配置しなければならない職員)以外で、本制度に従事する可能性のある全ての方についてご記入ください。本制度に従事しない方については、記入不要です。
15	職員の履歴書や資格証明書は誰の分を提出すればよいか。	職員一覧表(第14号様式)に記載された全ての方についてご提出をお願いします。基準外職員の方についても提出が必要です。
16	乳児等通園支援事業実施計画書(第10号様式、第11号様式)内、「5 その他 (1) 地域との連携に関する取組」は何を書くのか。	日野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 第3条第3項の一般原則の中で、「特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない」と規定されています。 一例として、以下のような記載が考えられます。 ・利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明・周知し、理解を得るよう努める。 ・地域の見守りや支援が必要なこどもや子育て家庭を、市や関係機関等の適切なサポートにつなげる。 ・利用乳幼児やその保護者が、地域の様々な社会的資源に触れる機会をつくる。